

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第8回）議事録

日時：平成24年7月25日（水） 13:05～15:20

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：宇都宮伯夫、大久保多津子、大隈勝彦、小野久、川野陽子、河野龍児
北地輝昭、木本ノブ子、小林祐一、芝尾與志美、首藤辰也、藤内浩
徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、原野彰子、松浦実、松川ひとみ
村野淳子、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

（萩野部会長）

皆さんこんにちは。本日も暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は、第8回目の条例制定作業部会でございますけども、いつものとおりですね、17時までを予定していますが、皆さんのいろいろなご意見もあろうかと思えます。そういうことで順次対応しながら、お話ししていただきたいと思っております。それから、こちらで議事録作成のために、お名前を言っていただいて発言をよろしく願います。

それから、今日は、これまで話してきたことのまとめに入っていきたいと思えます。最初から第9回目までということで、あと1回ありますけれども、皆さんのご意見がいろいろでて、まとまりにくい場合にはですね、延長も考えないといけないと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

それでは、会議に入ります。まず、議論する順番につきましては、1から6までであります。実体規定、定義、前文、罰則、題名、そして目的と理念というふうな形で進めていきたいと思っております。なお、実体規定と定義規定は同時進行のほうが分かりやすいかと思えますので、そのようにさせていただきます。そして、話し合いの形式がありますが、前回の会議で、グループ分けはせずに全体で話し合ったほうがよいということになりましたので、今の机の形で進めてまいりたいと思っております。

それでは、議事に入る前に、前回の会議での積み残しがありましたので、そちらから整理をしておきたいと思います。全部で3つありましたが、相談のところでは、北地委員から質問がありました相談支援の直近の資料と相談の形態について、そして、在宅福祉のところでは、村野委員から質問がありました地域移行した後について、前回、お伝えできていませんでしたので、まずはそちらのほうを事務局から説明していただきたいと思います。

では、事務局、お願いいたします。

(水口補佐)

皆さま猛暑の中をお集まりいただきまして大変ありがとうございます。それでは、早速、事務局のほうから説明に入らせていただきます。

今、萩野部会長からお話しがありましたことについてであります。まずは、1つ目の相談支援の実施状況につきましては、前回の会議におきまして、平成22年度の状況を資料として配布させていただいておりますので、今回、直近であります平成23年度の状況を皆さまの机の上に配布させていただいております。その状況でありますけれども、平成22年度の状況と数字は違いますが、傾向はある程度似ておりますので、異なる点を簡単にご説明いたします。まずは、一番上の障がい種別ごとの相談人員につきましては、精神障がいのある方が知的障がいのある方を上回っている状況であります。次に、その下からの相談支援の内容につきましては、前回ご説明いたしました多い支援の上から3つは同じであります。社会参加・余暇活動に関する支援が大きな伸びを示しているところであります。

次に、相談の形態についてでありますけれども、訪問、来所、同行、電話、そしてメールといった様々な方法で支援を行っております。その中でも電話と訪問が多い状況でありまして、合計で約5,500件程度となっております。

最後に、地域移行した後についてであります。ある時点で地域移行した方が、その年度の地域移行者としてカウントされ、後の年度で再入院した場合、過去に遡及して過去の統計を変更するといったことではないということですので、ご理解をくださいますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今の説明でよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。まずは、実体規定に関するまとめについてでありますけれども、こちらは本日、事務局から資料1を用意していただいております。こちらの資料は、第4回から第7回までの会議のまとめということで、今まで話し合ってきたものであります。これからは、これを答申案のレベルまで整えていく必要があります。そこで今から、全体で議論していくわけでありまして、まずは、事務局から資料1から資料3までの説明をしていただきまして、それから議論に移っていきたく思いますので、よろしくお願ひします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(水口補佐)

それでは、早速説明のほうに入らせていただきます。皆さま、配布資料の1をお開きください。

こちらの資料は、今、萩野部会長から説明がありましたけれども、第4回から第7回までの会議で皆さま方が話し合われた実体規定に関することをまとめたものであります。資料の内容につきましては、まとめをするにあたってのポイントと、作業部会がこれまでにまとめた原案とそれに対する事務局からの質問と意見、そして事務局からの提案を掲載しております。これからの作業につきましては、この資料を基に、皆さま方でお話ししていただきまして、答申の案を整えていただければと考えております。なお、ひとつひとつの条例の骨格とする事項を事務局が進行しながら押さえていった場合、非常に時間がかかってしまうかと思ひます。ですから、資料も2週間前に配布をさせていただきますし、各委員の皆さま方におかれましても、ご自身のお考えがあるかと思ひますので、事務局からは、要点のみを押さえさせていただきます、あとは、委員の皆さま方で議論していただいたほうがよろしいかと思ひます。

それでは、資料1の表紙をめくっていただきたいと思ひます。こちらには、まとめにあたってのポイントを1から6までまとめさせていただきます。こちらは、これからの作業のポイントになりますので、一通り押さえておきたいと思ひます。

まず、1でありますけれども、これは確認であります。『条例制定作業部会では、これまで条例の骨格とする事項を話し合ってきました。』ということで、実際に、第4回から第7回まで、グループごとに分かれて条例に明記すべき事項とその考えを話し合ってきました、それを発表していただいたところであります。

それでは、2の『市民からの意見が条例の骨格とする事項に活かされていますか。』というところなのですが、これは、この作業部会が最も大切にされていることでありま

すので、やはり、答申には、市民からの意見が条例づくりに反映されていることが見えないといけないという考えであります。ここで、括弧書きで「資料2」としてありますので、配布「資料の2」をお開きいただきたいと思えます。こちらの資料は、市民からの意見と条例の骨格とする事項ということで、各項目における市民からの意見が皆さまの発表したことの中に反映されているかどうかをまとめた表であります。ここでの市民からの意見といえますのは、この資料の2ページ目の欄外に※1ということで注記しておりますが、事務局が第4回から第7回までの会議で用いた資料1を説明したときに、包括して表現した市民からの意見でありまして、これは、議事録にも載っておるところであります。そして、資料の右端にあります条例の骨格とする事項の丸印につきましては、これも欄外に注記しておりますとおり、市民からの意見が皆さま方がこれまで発表してこられた条例の骨格とする事項に活かされている場合に、丸としています。第1回からの会議を振り返ってみますと、何人かの委員の方も「市民の方の声を受け止めた議論が必要である」とおっしゃっております。ですから、基本的には、市民からの意見があつて、それを題材とした議論がなされて、その議論から生まれたことが条例に明記すべき事項でなくてはならないと思えますので、この資料にもっと丸が付くように本日まとめていただく必要があるものと考えております。

それでは、資料を戻りまして、先ほどの「資料1」の1ページ、まとめにあつてのポイントをお開きください。次の3でありますけれども、『条例の骨格とする事項とは、市への要望事項ではありません。市民からの意見を基に条例制定作業部会の構成員自らが考える現状の改善策です。』としております。これは、次のページからの事務局からの質問及び意見にも書いておりますが、「その考え」のところをよくでてくるのですけれども、何々してほしい、という要望になっているところがございます。この作業部会は、市への要望事項をまとめる団体ではありませんので、そここのところを考えていただいてこれからのまとめの作業をしていただきたいと思います。

次のポイントに進みます。4であります。『グループ討議の間の発言については、議事録に収められていません。グループで話し合った結果、「条例案に明記すべき事項」としたことが、どのような話し合いの過程を経てそうなったのかが第三者にも分かるように「その考え」に記す必要があります。つまり、「その考え」とは、「条例案に明記すべき事項」の根拠となるものです。「その考え」は、基本的に市民からの意見を基に生れてくるべきものと考えます。』としております。皆さまもご存じのとおり、グループ討議中の発言は議事録に収められておりません。ですから、それに替るものとして、ま

とめの票をお配りして、「条例に明記すべき事項」と「その考え」を書いていただき、発表していただいたところでもあります。このことは、第5回会議のグループ討議が始まる前に萩野部会長からも皆さまに対してお話しがあったところでもありますけれども、どのような話し合いの流れの中でこのことを条例に明記しようというふうになったのかが「その考え」に反映されていませんと、条例に明記するという根拠がないということになります。ですから、「その考え」のところに、条例ができた後の具体的な実行策を書いているところも見受けられますが、今はまだ、条例をつくらうとしている段階ですので、そういったところにつきましては、条例に明記すべき事項の根拠に変えていただく必要がございます。そして、グループでの話し合いは、皆さまが重要であるといった市民からの意見を基にされたはずですので、条例に明記すべきとする「その考え」は、市民からの意見が入ってくるもの、そう考えております。

その次の5につきましては、これは、グループ討議という形式でありましたので、今原案を最初から最後まで通して見た場合に、全体の表現が整っておりません。答申は紙ベースで行い、これも公表する予定でありますので、やはり、全体の表現は整えておく必要があるものと考えております。

最後の6であります。『各グループのまとめの発表を受けた後の意見がほとんどありませんでしたが、条例制定作業部会の構成員全ての方が、各グループのまとめたことについて、理解及び納得する必要があります。』としております。条例の骨格は個人で決められるのではなく、作業部会という組織で決めるわけにありますから、何かありましたら、委員間で活発に議論していただいたほうがよろしいか、そう考えております。

以上が、第4回から第7回までの会議で発表されたことをまとめるにあたっての全般的なポイントになると事務局が見ている部分であります。そして、これからは、2ページ目以降で特に押さえる必要がある点を見ていきたいと思っておりますので、必要な方はお配りしております付箋を使用していただければと思っております。

それでは、次の2ページに入っていきたいと思っております。事務局からの意見としまして、『「社会モデル」の定義付けが必要であるものと考えます。』と書かせていただいております。定義規定につきましては、第2回会議におきまして、定義付けする用語がある場合に実体規定と並行して議論するというふうに決まっていたけれども、第4回から第7回会議までの間で一度も議論されませんでしたので、本日、事務局が資料3を用意させていただいております。それでは、資料3をお開きください。こちらは、今までの会議の中で用いられた用語のうち、事務局から見て、これは定義付けしたほうがよいの

ではないかと考えたものであります。「社会モデル」のほかには、「障がい」、「社会的障壁」、「障がい者」、「障がい児」、「事業者」、「差別」、「不利益な取扱い」、「合理的配慮」の計9つの用語をピックアップしております。条例の構成要素であります定義規定につきましては、第2回会議でご説明いたしましたとおり、条例中に用いられる用語の意義をあらかじめ定めて、解釈上の疑義をなくすということであります。資料1のほうでは、皆さまが分かりやすいようにと思ひまして、事務局から見て、定義付けが必要と考えられる用語にはマーカーをしてみたところであります。そして、その用語の定義の事務局案とその案の参考とした規定なども併せて資料3に載せておりますので、これと資料1を基にして、この用語はもっとこういった定義付けがよいのではないかと、この他にもこの用語の定義付けが必要なのではないかと、といった議論をしていただきまして、定義規定を決めていただければ、そう考えております。

それでは、資料1の2ページに戻っていただきたいと思ひます。右から2列目の事務局からの質問及び意見に書いておりますが、正しいという用語は、削ってもよいものと事務局は考えております。

次に、5ページをお開きください。一番上の財政上の措置の規定につきましては、この相互理解のところと、20ページの保健・医療のところのでてくるのですけれども、財政上の措置は、特にこの2つに限ったことではありませんので、全般的なことを盛る部分であります総則的規定に明記すべきであるもの、そう考えております。

次に、この5ページの一番下の合理的配慮でありますけれども、これも事務局の意見をそちらに述べさせていただいておりますけれども、あえて、社会的障壁という言葉を入れて合理的配慮の規定を置かずとも、各項目で明記すべきとしたことが、いわゆる合理的配慮ということだと考えますので、この規定は定義規定で足りるのではないかと考えております。

次は、8ページに移ります。その一番上のところでございます。ここで、高齢者という用語がでてきておりますが、これは、障がい者という定義がこのあと話されることになるかと思ひますけれども、今つくろうとしている条例中に高齢者という用語がでてくるというのは、条例の解釈をさらに難しくさせるのかなと考えているところであります。そして、高齢者という用語は9ページの下と15ページの上のところにもでてきておりますが、これにつきましても、同じ考えであります。

次に、18ページに入らせていただきます。こちらは、西田副部長からお話がありました、ヘルスキーパー制度についてであります。第6回会議で西田副部長から他

の委員の皆さまに対してご提案がっておりますので、そのことについて皆さまで話し合ってくださいまして、その結論をだしていただきたいというふうに考えております。

次は、29ページをお開きください。一番上の外国籍の児童に関することでもありますけれども、これも定義規定のお話し合いで障がい者はどういう者かという結果によるのですけれども、この事項は不要であるというふうに事務局は考えております。

次に、36ページをお開きください。一番下でありますけれども、北地委員が言われました「ノーマライゼーション理念に基づく誰もが住み慣れた地域の中で安心して住み続けられる」ということをどのように盛り込むのかを決める必要があると思います。

最後になります。38ページをお開きください。こちらでは、『所得保障と親亡き後の問題について、今後、細分化して議論していきます。』とされていますので、細分化して議論していただく必要があるかと考えております。

今、触れましたことは、特に押さえておく必要がある部分であります。この他にもまとめにあたってのポイントに沿って見直していただいたほうがよい部分がありますので、皆さまで話し合ってまとめていただければと考えております。事務局からは以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、皆さん方と早速話し合いに入っていきたいと思っております。まず、資料1の2ページから、それぞれご意見を承りたいと思っておりますが、どうぞ、意見のある方は挙手をお願いします。はい、北地委員。

(北地委員)

北地でございます。意見というよりも、今、事務局からご提案がございましたことについて、本題に入る前に、「市の責務として」という責務の部分が、2ページ、3ページ、全部削除。これは事務局の案でございますから、拘束はされないと思っておりますけれども、その何かお考えはございますか。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

お答えをさせていただきます。私どものこれまでの経験といたしまして、こういった表現は条例等でなかなか見ないです。法律や条例の中で責務という表現は見たことがない。それと市が何々を行うことというものがほとんどでてくるわけでありまして、そのすべてに責務という言葉を使うのか。そういった条文はないです。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

重ねてですが、千葉県条例とかさいたま市条例を見ますと、市の責務というのがきちんと入っておりますが、その辺いかがですか。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

それも、文言をですね、すべてにつけなければならないという考えで省いておりますけれども、そういった条例の場合には、一括して表現をしておることではないかと把握しております。これについて、責務についての議論を続けるよりも、また皆さんでお話しただければよろしいかと、単なる事務局の案であるということをご理解いただきたいと思います。

(萩野部会長)

この辺はどうです。

(北地委員)

確認しておきますが、そのことは後で市の責務の中で、皆さん方で話し合いをして、市の責務という条文の中に、いろんなものを入れていただくということで、私の方から各委員の皆さま方に提案をさせていただきたいと思います。

(萩野部会長)

ほかにございませんか。一応、責務の問題が今ちょっと北地委員からお話がでておりましたけれども、市のほうは今までそういうものはない。表現的にしてないということですが、これはまた皆さんでお話ししてください。

では、次に移ってよろしいでしょうか。それでは次の議事に移ります。前文についてであります。この前文については、第2回会議で事務局からも説明がありましたが、条例の構成要素として必ずしも必須のものではありません。前文は、条例制定の由来や目的、条例の基本理念などを述べた文章でありまして、条例を解釈して運用する際の基準や指針となるものでありますから、ここからは直接の法的拘束力を生ずるものではないとされております。

この前文についての議論については、まずは、設けるのか、設けないのかということ決めませんと、次に進めませんので、まず、そこから話し合っていたきたいと思えます。これについて、どうぞ、ご意見。はい、徳田委員。

(徳田委員)

部会長のお考えでは先ほどのこの実体規定のことについて、事務局からの主要な点についての説明があったんですけども、それに関する作業部会の討論というのは、今日はそこをしないということによろしいのでしょうか。前文の方に入られて。

(萩野部会長)

今日やって時間的にいいのかな。

(水口補佐)

はい、どうぞ。

(萩野部会長)

時間的にいいそうですから、それではそこを前に戻して。

(徳田委員)

できれば、今日そこを議論しておかないと、私も今回の資料を拝見して、その考えというところはかなり前面的に書き直しをする必要があるのではないかというふうに、これをいただいて感じていますし、いくつか事務局の方から意見というのもでてるので、

それを受けて作業部会のメンバーがどういうふうにか考えるのか議論しておいたほうが、次回に繋がるのではないかと感じるので、前文の議論に入る前にそちらのほうをしていただければと思うのですが。

(萩野部会長)

分かりました。今、徳田委員さんのほうから先ほどのお話しをということで、皆様のご意見をまとめておかないと進みにくいということでもありますから、前に戻って申し訳ない。その辺の意見があったら、どうぞ。

先ほど、北地委員からありましたから、他の方。それについてどうぞ。

どうでしょうか。はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。この資料をいただいてですね、私も読ませていただいて、提起されていることについては、かなりの部分が納得いくものであったと私は受け止めています。その指摘を受けながら、少し考えてみたんですけども、相互理解の促進の一番最初ですね、「市の責務として社会モデルについて正しく啓発・広報を行うこと」という、原案についてです。ひとつの例として申し上げたいと思うんですけども、私は責務としてという言葉は重要な言葉だと思うんですけども、文章の表現としては非常に硬くなるという感じもするので、この部分では取ってもいいのかなというふうに思いまして、事務局からの提案どおりの文章でいいのかなというふうに感じました。その考えについても、この原案としての表現としては、市民の方に理解していただくためには、ちょっと不十分だなというふうに感じまして、私も例として文章を考えておりました。次の感じの文章にしていくと、理解されるんじゃないかなというふうに考えて作ったものを、ちょっと読み上げてみたいと思います。

「社会モデルの考え方は、国連障害者の権利条約で示され、国際的に受け入れられており、また日本においても改定された障害者基本法に取り入れられたが、地域においては理解と受け入れが進まず、障がい者とその家族の苦しみの声が多く聞かれる。苦しみを軽くするために、社会モデルの理解が不可欠であり、積極的な啓発・広報が必要であるため。」このように考えてみました。それで、ひとつひとつの事項について恐らくこういった感じの再検討、そして場における意見交換の作業が必要になってくるのではないかと考えます。ただ、これをですね、ひとつひとつ行っていますと、恐らく4時間

でも足りないと思いますし、かなりの回数が必要になるのではないかと思います。ですから、そこら辺をどうしたらいいのかなというのが、課題になるのかなと考えています。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。文章的にいろいろ説明が長くなっていますけども。

(水口補佐)

事務局への提案というふうには捉えてはおりませんが、委員の皆さま方への委員からの提案と捉えております。委員さんのひとつの提案であると。

(萩野部会長)

小野委員さんのお考えは、今のお考えで承ります。他に、皆さん。はい、北地委員。

(北地委員)

関連ですが、小野委員さんのお考え、素晴らしい文章になっていて賛同は致すわけですが、やはり定義規定の中ですね、社会モデルというのが入ってきて、そこで詳しく述べていくというほうがいいのではないかという感じはしておりますが、各委員さんいかがでしょう。以上です。

(萩野部会長)

皆さんご意見を遠慮なく言ってください。そうしないと、まとめていかないと次々先に進みませんので、よろしくお願いします。

徳田先生、責務のこの問題は、いろいろご意見もあると思うんですけど、どういうふうなあれでなされた方がいいのでしょうか。

(徳田委員)

責務については、責務という言葉そのまま使うか、あるいはそれにまったく同じ内容で、それに代わる表現ができればそれでもいい問題ではないかという感じがしますので、これを維持するかどうかというのはさっき小野さんも言われましたけど、この言葉に代わるものが用意できるのであれば、こだわる必要はないのではないかと私自身は思

っているんですけども。

(萩野部会長)

皆さん、今、徳田先生からもそういうご意見でございますし、先ほど小野委員さんから、いきなり皆さんに長く文章を言ってもらったので、頭に全部残らないかも分かりませんが、文章的には聞いた範囲でご納得はいったんじゃないかと思うのですが。はい、どうぞ。

(徳田委員)

そのうえで、権利擁護のところの合理的配慮の問題なんですが、事務局のほうからのご指摘は確かにそうだというふうに思っているのです。ただ、私のほうで今回の条例ですごく大事にしておきたいのは、障害者基本法。これは資料1の5ページのところに上がっているんですけど、障害者基本法は差別の禁止という表題で第4条というのを設けていまして、障害を理由とすることとして差別することをしてはいけないと書いてありまして、その2項に、わざわざこの条項が入っているんですね。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときはそれを怠ることによって前項の規定に反することとならないよという規定があって、この合理的配慮をしないことが差別だというふうに障害者基本法はいちをとらえているというふうに理解できるんですね。私は、合理的配慮をしなければいけないということ自体を超えて、この障害者基本法の考え方を条例に活かそうとすると、合理的配慮をしないことが障がい者に対する差別になるんだということが分かるような規定にしておく必要があるのではないかというふうに感じているんですね。ほかの熊本の条例とかを見ると、合理的配慮の欠如という項目は上がっているんですけど、合理的配慮をしないことが差別になるんだということがどうもはっきり書かれていないという印象を受けるものですから、これまでの討議の中で議論をしてきたことではあると思うんですけど、条例案に明記すべき事項というところに合理的配慮とだけ書いているのではなくて、合理的配慮を欠くことが差別になるということを何らかの形でこれを条例に書くというふうに改めた方がいいのではないかと感じています。できれば委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

(萩野部会長)

徳田委員さんからそういうお話でございます。それについて、どうですか皆さん。はい、北地委員。

(北地委員)

同感でございます、障がい者、WHOの世界人権宣言等においてもですね、そのところもはっきりと書かれておりますので、合理的配慮は直接差別、間接差別、合理的配慮ということで、それは、はっきりと私どもは認識を共有すべきと思います。

(萩野部会長)

他の方もご意見を言ってください。その通りですとか、いいですとか、何かおっしゃってください。そうでないと、一部の人は大変失礼ですけど、皆さんのご意見のまとめが大事なので、意思の表示をしていただきたいと思います。

今のは文言が逆に差別になるというようなことをきちっと入れたほうがいいというようなお話です。どうですか皆さん。まだ発言のない方どうぞ。はい、河野委員。

(河野委員)

河野です。個人的な意見なんですけど、事務局のほうから提案という形で投げ返されているというところがあると思うんですが、グループワークをやった方々と、やっぱり投げ返されたものを少し議論する時間というのをですね、いただきたいと個人的に思います。そうでないと全体を見渡しながらこういうふうに行っているとですね、本当に掴みどころがないような感じがします。これまで話し合った内容をこういう形で事務局のほうから投げ返されるというのは、始め想定されていなかったので、時間はかかるかもしれませんが、個人的にはグループワークをやった班で一度投げ返されたものを議論するという時間を作ってほしいと思いますがいかがでしょうか。

(萩野部会長)

その点どうかな。その点、事務局説明してあげてください。

(水口補佐)

4回から7回までのグループの構成メンバーが違ってきております。この点につきましては、河野委員から何かいい案がございましたらよろしく願います。

(河野委員)

構成員の方々へ、代わっている方々はそれぞれ参加する場所へ、その方が希望する場所へ入っていただくということで、議論していただくということでよろしいのではないかと思います。

(萩野部会長)

皆さんどうですか、今のご意見。はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。私は、もう一度同じメンバーでグループに分かれて議論するという必要はないんじゃないかと思います。こうやって原案ができているわけですから、その原案の趣旨を尊重しながら内容は変えない、精神は変えない、そして軸とかですね、あるいは説明の仕方について再検討するという作業に入ろうと思いますので、たとえば全体で議論し直すよりも、何名かの方に小委員会というような形で作業チームを作っただいて、そこで議論をしていただいて、次回の作業部会でそれを提案していただいて、それで全体で議論するという形でいいのではないかと思います。

(萩野部会長)

小野委員は、そういう意見を持っていますということです。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

宇都宮です。私も小野さんの意見に賛同的な考えを持っております。これは、今までの場合は、いろいろ問題点については、我々も言うことは言ったんですけど、これはもう文章化するのは我々素人では無理です。どこをどう変えないと法的に合うか合わないかというのがありますから、これからについては、我々は専門家ではありませんから、今までの意見については申し上げましたけれど、その後はもう専門家に任せないと、質問もできません。私の考えとしては、以上です。

(萩野部会長)

それでは、徳田委員さん。

(徳田委員)

徳田です。最終的にはそういう形を取った方が、実務的に前に進むと思うんです。だからそのためには、今日、できるだけ皆さん方が事務局のほうからでている提案とか質問に対して議論しておいて、それを踏まえて何人かの方が議論するという形をとっておかないと、作業部会が皆の総意を受けてまとめたという形にならない。ごく僅かな人たちの意見になってしまう可能性があるんで、私としてはもうちょっと先ほど事務局からでた提案とか質問に対する議論をしていただいた上でですね、それらを踏まえた上でその考えの部分を全面的に書き直すべきだという意見もいただいているので、そこらはある程度人数をしばって何人かの小委員みたいなものを選んでいただければと思うのですけど。

(萩野部会長)

今、徳田委員からそういうお話しができました。最終的には、その専門委員といいますが、ある程度まとめていただける人を選出していただいて、まとめていただいて、今日はせっかくの皆さんの集まりでございますから、事務局からも作った案がすべてでたものではありません。事務局も皆さんのご意見を聞いて、そのように皆さんのご意見に沿って今後やりたいということではありますが、必ずしも事務局の意見が強くということではありませんので、皆さんにひとりずつ今書いてあるところを事務局案もありますから、いろいろ線も引っ張ったり、消したりあると思うんです。順次2ページからずっと見ていっていただきまして、ご発言してください。そうしないと全体のまとめということにならないですから、必ずひとりが何か、発言をよろしく願いいたします。

あまりバラバラ飛ぶと困るので、2ページからずっともう一度皆さん見ながら、いろいろ書いてあるところ、訂正されたりいろいろ加えてあるところがあると思うんですが、見て順次ご発言をお願いします。はい、徳田委員。

(徳田委員)

資料1の7ページです。これは実は、生活環境のところ、道路における段差の解消とか歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内の整備に努めるべきこと、という原案に対して、事務局のほうから、これはあまりにも具体的になりすぎていて、条例自体は道路の整備に努めるということにして、取り組むべき具体的な施策という形で書

いたらどうかという提案をいただいているんです。これが実は、条例の目玉の一つである災害時の具体的な基本計画の内容のところも同じような指摘をいただいているわけです。

質問したいのは、その取り組むべき具体的な施策というふうに書いてあるのは、これはそうすると条例に書かないとした場合には、市全体の上からのどういう性格のものになるのかということですね。取り組むべき具体的な施策という形で、作業部会からの要望事項になるのに過ぎないのか、あるいはこの条例を作ったときに、この条例を実施していく上での、例えば実施要領であるとか、あるいは別府市があらためて別府市障害者基本計画等を策定する際に、必ず織り込むということになるのか、条例に書くのが具体的にすぎるといふことになると、取り組むべき具体的な施策というふうに1ランク落とされるのはどういう扱いになるのか、そこをご説明いただければと思うのですが。

(萩野部会長)

その辺、事務局どうですか。

(水口補佐)

規則を作って具体的なものを説明するのかどうか、ということになるかと思いますがけれども、条例の場合、あまり具体的な名称を列挙するという事は、生活環境に限らずですね、名称自体が時代とともに変わっていくということもあります。そこで条例自体は主にあまり具体的な部分までは説明はせずに、条例のところで規則等が必要であれば、規則等によって具体的な決まりを定めるというのが通常、我々の条例づくり、規則づくりでありますので、それに従った表現という考えでございます。

(徳田委員)

徳田です。障害者基本法が改正されてですね、今まで法律は、あんまりそんなに具体的なことは書かなかったんですけど、障害者基本法、ここに7ページからずっと上げていただいているんですけど、住宅の確保だとか、公共的施設のバリアフリー化とかいうのが、法律の規定にかなり書かれていまして、公共施設その他についても障害者が円滑に利用できるような施設の整備等の計画的推進に努めなければならないというような、法律に書かれてあるわけですね。そうすると、その法律を具体的に実施していくという目的で条例を定めるのだとすると、今回の条例は障害者基本法をさらに具体的にす

るという性格をもっているという点があるので、こういうふうには法律がある程度具体的に書いてある項目については、取り組むべき具体的な施策というところに落とさずに、条例にある程度書くことも必要だし、それは可能ではないかというふうに思われるのですけれど、その点はどうでしょうか。

(萩野部会長)

事務局どうぞ。

(水口補佐)

様々な法の改正によって、条例をその都度議会へ、条例改正ということで議会のほうへ提案するということが想定されますけれども、これは徳田委員さんのひとつの案ということで、皆さんで考えていただきたいと思っております。

(萩野部会長)

徳田先生、条例はあまり他の部分、よその出来上がったのを見ても、あまり細かくは書いてないんでしょう。だけど今、先生が言われるように、もうこういう決められる国のこうしていくという方向付けができたものは入れておけということでしょう。

(徳田委員)

条例の後に障害者基本法の改正等があつて、ほかの条例より障害者基本法のほうが進んでいるというところも何箇所かあるんです。そうするとあまり抽象的な項目を条例に書いても、障害者基本法よりもっと抽象的なものを作ってもあまり意味がないので、具体的に書けるものは書いて、議会等であまりにも細かすぎるんじゃないかという話があれば、それは下げていただいても構わないんですけど、例えば道路の確保の問題とか災害対策の問題というのは、市長もここは条例の目玉だと常々おっしゃっておられるので、そして、委員の中に村野さんという日本的な形でこの問題に詳しい方が入っておられるので、その中からでてきたアイデアなので、ちょっと細かすぎるかもしれないんですけど、これを中に入れることでこの条例の特色というものがでてくるのではないかという気がするので、そこら辺は、そういう方向で検討させていただけないかなと私は思っているんですけど。

(萩野部会長)

徳田先生、障害者条例に詳しい方は、そういう前に決まった、これから決まるんだというの分かっていると思うんですけど、他の委員の方も、私もそうですが、把握をしていませんので、最終的には、選ばれた委員の方でですね、具体的な文章でまとめていただきたいと思います。今日は、要するに、せっかくここに38ページも事務局も一生懸命に作っていただいたので、この中の、ちょっとこれはこうしたほうがいい、とかいうのがありましたら、どうぞ、遠慮なく言ってください。はい、藤内委員。

(藤内委員)

藤内です。資料の22ページのことなんですが、まず、条例の案がですね、「市は緊急を要する事態についての対応を確立すること」、でその考えがですね、「精神科等の緊急時の対応は」とありまして、一番右のほうのですね、事務局の提案にはですね、その考えのところがですね、精神科等が削られて、病院の緊急時の対応はとなっているのですが、ここで特に言いたいのはですね、普通の病院の場合は、緊急時は普通救急車が来たりですね、24時間対応ができていると思うんです。だから、精神科等というのをなぜ入れたかといいましたら、精神科の場合は、なかなか緊急時の対応が県内でもできていなくてですね、ですからそこら辺のことをこの原案としては言いたいわけでありまして、だから精神科等というのをですね、どこかにこれは入れてもらいたいと思います。それが抜けたら原案の意味がなくなるのではないかと思います。

(小野委員)

小野です。この部分については、私がグループに入ってまとめをした部分なんです。修正の指摘があるんですけど、これについては、私はこの修正の案では不十分であると考えます。自分なりに考えてみたのですけれども、それをちょっと読み上げてみたいと思います。

骨格案としては、「市は、障がい者及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立すること。」

その考えとしては、「夜間や休日における家族の急病、精神障がい者の病状悪化等の緊急時の対応は不十分であり、障がい者やその家族は不安を抱いている。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、家族会、消防等の連携を推進し、緊急時の対応を充実させることが必要であるた

め。」

このように考えてみました。このような案でどうかなと考えるのですが、いかがでしょう。

(萩野部会長)

どうですか、皆さん。すると、精神だけ入れて、知的とか、身体とかというのは、病院というのはどうなんですか、関係ないんですか。どうなんですかね。並べるなら、3つ、全部並べたほうがいいのか。

(小野委員)

当事者の病状悪化については、特に精神の場合は、やはり深刻な問題があるということが言えるのではないかと思いますので、当事者については精神を明記したほうがよいかと考えました。家族については、精神と書いていませんので、三障がい共通ということになると思います。

(萩野部会長)

皆さんどうですか、その件について。はい、大隈委員。

(大隈委員)

大隈です。今の関連なんですけど、精神科、精神障がい者の場合は、以前は、夜間往診というのは特にしてないですよ。したがって、精神科の場合は、症状が悪化した場合には、強制的に入院ですから、大分県のどこの当番医に入院するかどうか分からない。今一番困っているのは夜間だと思うのですが、悪くなったときに、家族の言うことをなかなか聞いてくれなくて、というのもひとつありますけれども、もうひとつは、精神科の外来が知らんと言って見ないというのが多いですから、これが非常に問題であるということだと思うんです。

多分、精神科だけを取り上げてうんぬんというのは三障がい一緒、扱いを一緒にしますよということですから、法律の趣旨からいって問題が起こるかもしれませんが、そういう特殊な例が結構あって、家族が困っているの、なんとかうまく問題について考えられないかということで市民の間でできたんだと思うんです。

(萩野部会長)

内容的にはご理解はできますけど、ただ、個人的に心配するのは、三障がいという言葉ならいいんですけど、ひとつ入れますと、これも入れてくれ、あれも入れてくれという問題がでてきたときになかなかまとめにくくなりますので、まあ皆さん、ご意見を言ってください。

(大隈委員)

それと、もうひとつあるんですけど、2ページの事務局からの提案だけを見るとですね、社会モデルについて啓発・広報を行うこととあるんですがね、誰がどうやってどういうふうにするのかというのがさっぱりわからないんですね。この文章だけ見ると。市が積極的に障がい者の問題を捉えて、啓発・広報というのをどうするのかということ私には普通に考えて、市民にアピールしていくということはやってもいいのではないかなと思うんですけど。市の責務という言葉が、条例でできるのかどうかということまでは、私には分かりませんが、市がこの問題について積極的に捉えてやっていますよということきちんと市民にアピールするっていう姿を見せていくことのほうが、私はいいんではないかと思えます。

(萩野部会長)

ほかに皆さんずっと見られてないでしょうか。ご意見ですから、皆さん言ってください。また、後のまとめのところで、言われたことが全部入るかというのは分かりませんが、せつかく資料を作っていた、まあ、文言のところを付け加えたのもありますから、気が付いたところを自由に発言してください。はい、小野委員。

(小野委員)

ひとつだけですね、義務教育における教育について、申し上げたいと思います。

(萩野部会長)

何ページ。

(小野委員)

3ページです。基もとの案が、『市の責務として、義務教育における「正しい障がい

者教育」を行うこと。』となっていますけれども、事務局案では、『市は、義務教育において「障がい者教育」を行うこと。』というふうになっています。私は、これは、ちょっと趣旨が十分理解できる内容になっていないんじゃないかというふうに考えました。文章としては、『市は、義務教育において「障がい」について教育を行うこと。』としたほうがいいのではないかと思います。その考えとしてはですね、「障がいについて、全ての市民に理解を広げることが重要であるが、そのためには子どもの頃から理解しておくことが必要である。」というふうにしたらどうかと考えました。ご検討いただければと思います。

(萩野部会長)

今、3ページについて、小野委員さんからご発言がありました。ほかにないですか。

皆さん、ずっとめくってみて、皆さんにお配りはしていますけれども、見たときに、全部が全部文言でどうしていくというのは非常に難しいと思うのですが、気が付いたところをどんどん、屈託のない意見を言ってください。

定義のところは、一番左から2番目の枠の中に黄色で引っ張っているのは定義のことについてということです。

資料3に定義付けが必要と考えられる用語ということで、これも見とってください。

(北地委員)

議長、ちょっと議事進行が進んでおりませんが。今、休憩をちょっと求めてもいいでしょうか。

(萩野部会長)

そうですね。そうしましょう。皆さんどうですか。急にご意見聞かれても、中を見るのがちょっと時間もかかりますし、休憩をとりましょう。そして、その間、雑談で委員の方とお話ししていただいて、再開してから、発表してください。それじゃあ、今ですね、間もなく14時15分となりますから、14時30分まで休憩しましょう。

(休憩)

(萩野部会長)

それでは、再開いたします。今日、一応、事務局が順番に考えていますので、次の議事に移ります。先ほど、北地委員さん、それから小野委員さん、他の方も何名かの方がおっしゃってしましても、自分なりのご意見を書いているようでありますから、そここのところの項目にでてきたときには、発言をしてください。それで、皆さん方にそれぞれのご意見を求めたいと思います。

休憩時間の間に、ちょっとこういうことを発言したいという方がいらっしゃったら、休憩時間をそのためにもとりましたので、何かありますか。はい、小林委員さん。

(小林委員)

小林です。ちょっと今、条例を見直していたのですが、25ページですね。25ページの条例案に明記すべき事項の中で、ここには障がい者（児）という文字があるんですが、定義のほうで、障がい者と障がい児というふうに2つに分けて定義をしているという、これを条例にそのまま載せるとすれば、各条項にでてくる障がい者、それと障がい者及びその家族という記載があるのですけれども、取り方によっては、障がい者という定義と障がい児という定義が別であれば、障がい者というところを読めば、障がい児が外されていると思う方も中にはいらっしゃるかもしれないので、25ページに記載されているように、障がい者（児）と統一するか、それか定義を障がい者というのを障がい者と障がい児を含むという定義に作り替えるか、何か誰が見ても障がい者と障がい児が別途になっていないという捉え方が条例でできればいいかなと思いました。

それから、先ほどの緊急時の対応のところ、ほかにも何個かですけれども、障がい者及びその家族というの、障がい者（児）及びその家族とするか、ひとつだけ障がい者（児）及びその家族というのができれば、以下障がい者等というふうな列挙しても、それ以下は障がい者等として見てもいいのかなと思いましたので、よろしく願いいたします。以上です。

(萩野部会長)

事務局。

(水口補佐)

定義について、具体的に明示をしていただきましたけれども、障がい者を障がい者（児）。そして、家族についての定義を言っていたいただきましたけれども、さて、他の委

員の方々はどう思うのでしょうか。よろしく申し上げます。

(萩野部会長)

今のご意見、よろしいでしょうか。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

私どもの団体につきましては、重症心身障害児（者）なんです。18以上、18未満ということで定義されておりますので、一応、障害児（者）で、同じ考えで進めております。児が者になってもいいんでしょうけど、これは必ずどちらとも入れる必要があるんじゃないかと思います。以上です。

(萩野部会長)

ほかにございませんか。はい、北地委員。

(北地委員)

今の小林委員さんの障がい者（児）。小林さんがおっしゃったように児童福祉法と障害者基本法との差は当然あります。今までの熊本やさいたまの条例を見てみますと児というのはあまり使っていないというふうに見受けられるのですが、障がい教育、障がい児教育とわざわざ入れなくてもいいのではないかなあと、個人的には私は思っております。

それと、今回の今日のなかなか発言がでてこないというのは、何か分かるような気がいたします。当初私が、言った記憶があるのですが、この第4回から第7回を含めて、やはり、皆さま方が、いろんな思いとか願い含めて、参加をされて、本当に長い間議論をされて、今日でているわけですが、なかなか具体的に自分の身体だったら身体は分かるけれども、精神のことは分からない。知的のことは分からない。というところ辺で、なかなか議長さんが大変あんじて発言をしてくださいと、何度も促されておるようでございますけれども、大変、そういう点では、難しい部分もあるのかなと。また、こういう改まった場で、事務局が後ろにドンと控えていらっしゃってですね、なかなか発言がしにくいのではないかと私は思っております。

ただ、今回のこの条例を作るに当たりまして、本当に私どもは、いろんな方々の声を聞いたり、別府市が定めました障害者計画を読んだり、最近であれば、障害者基本法が

改正をされたり、障害者総合支援法が今度新しくできているわけでございます。そういうものを見ていく中で、やはり、徳田委員がおっしゃったようにさいたまとか千葉については、もちろん多々学ぶべきところがございますけれども、新しい法律、新しい制度に則りながら、できるだけ分かりやすい表現でという思いがあるわけでございます。

12万足らずの別府市で、九州全国でも本当にさいたま市は申し上げましたように大きな市ですから、なかなか比較がしにくいですが、この別府市において、それを作るということは、これから大分県が条例を作っていくわけです。そういう意味では、大変、先達的なことになるわけでございますので、ぜひ、分かりやすく平易な条例であってほしいなという感がいたしております。ただ、基本的に、差別ですね。差別とか権利、人権、尊厳、いろんなものは絶対に外されないと言いましょか、譲れない部分というのは、この今日、皆さん方がご審議になさっておる問題の中に、含まれているわけでございます。特に、私が、先ほども小野委員がおっしゃいましたけれども、教育の問題がひとつの大きな問題だと思っておりますので、本当に、今、統合教育から包括教育、インクルーシブな考え方で、今、教育の問題、保育の問題が国のほうも、文科省のほうもそういう考えできてるわけですから、そこら辺ぜひ、例えば26ページで参りますと、条例案に、やはり、学校教育法、発達障害者支援法等々の基本的なものを、やはり、促えながらこの考え方をだしていただくというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このひとつひとつ、今から議長がやっていって、可能かどうかという判断があるかと思っておりますので、私のほうからそういう、ひとつひとつやるのか、今まで議長がご苦労なさったようなやり方でやるのか、ひとついいお考えが委員の方からあれば、お示しをいただければと思っております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。皆さんのご意見もいろいろあるとは思いますが、先ほどからご発言もちょっと少ないようでありました。最終的にはですね、せっかく今日、事務局もひとつずつの条例から前文についてということで、事務局案を作っておりますので、それに沿って議事を進めていきます。

(村野委員)

ちょっといいですか。関連でひとつ。

(萩野部会長)

村野委員、関連質問です。

(村野委員)

今回、事務局が大変な作業をされてですね、出してくださってたんですが、私は7月から起こった被災地の現場に入っていましたので、なかなか目が通せていませんでしたので、意見等がなかなか言える立場ではないんですが、先ほどから少し気になっているのがですね、この考え方の内容をやはり見ていると、ほとんどが根拠になっていませんとか客観的な視点で書かれていることが多いと思うんですね。それをずっと考えていましたところ、やっぱりここにいらっしゃる方々は、具体的な体験者であったりだとか、具体的にそれをサポートされていらっしゃる方だとか、というような形でそういうようなものを作るとき、学者さんたちがだすような言葉というものではなくて、やっぱり、当事者の声をたくさん拾い、そして、それぞれが体験したことを言葉とかそういうものを本当に大切にしておこの場に集まって皆さんたちが議論してきたと思うんですね。ですので、通常の私は条例というものは、こうあるべきだとか、こういうべきというのは、ちょっと私のほうも勉強不足で大変申しわけないのですが、やはり、せっかくこういう場で、そういう体験した言葉、声を大事にしようと思うのであれば、今までとは違うものを作っていただけるということを考えていただけないかなと。具体的に、やはり、もし、表にできるべき内容が、こういう相対的なものであれば、一般の市民は、それを見たところでその裏にある声の言葉であったりだとかなかなか理解することができにくい。ですから、徳田委員であったり、北地委員とか皆さんがおっしゃっているように具体的なものをに入れていく必要があるのではないかなとちょっと考えるような気がします。せっかくこう、言葉を拾い、いろんな体験者が集まり、みんなが議論した内容ですから、それを活かせるような条例っていう形にできないんだろうかというふうに感じました。それに関しては、できるだけ事務局に迷惑かけないような形で私たちも協力していきたいと思いますが、やはり、それが、他とは違う本当に生きたものになるのではないかなと感じているので、そこのところをご配慮いただければというふうに感じています。以上です。

(萩野部会長)

それぞれの考え方があると思うので、それを発表していただいてですね、最終的には、

この回でできましたように、何人かの専門委員といいますか条例づくりからずっと全部ありますが、それについて、たたき台をその委員の方に作っていただいて、そしてまた、皆さんにお配りしていただいて、それでいいかどうかということで、確かめたいと思うんですが。そうしないと、今、ひとつずつ行ってもご発言もないし、大変と思いますので、今、村野委員から言われたこともごもっともですので、皆さんのご意見がそれに入っていないと、何のために話してきたか分かりませんので、それはそういうふうに事務局も最終的には考えていただきたいと思います。

それで、実体規定の件は先ほどからでしたので、一応ここで、あとは、また、決められた委員さんの中で具体的にどうこうという文言を考えてください。

まだ、前文とかもろもろありますので、そのほうのお話もたたき台としてだしていただかないと先に進みませんので、よろしく願いいたします。

それでは次の前文について、この前文については、条例制定の由来や目的、条例の基本理念などを述べた文章でありまして、条例を解釈して運用する際の基準や指針となるものでありますから、ここからは直接の法的拘束力を生ずるものではないとされております。

ですから、この前文についての議論については、まずは、設けるのか、設けないのかということ決めていただきたいと思います。それを決めないと、前に進めませんので、その件について、皆さんの意見をいただきます。

前文について、どうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

今、議長のほうからおっしゃったように、前文というのは、法的に書く必要はないわけですけども、逆にいえば、難しい言葉が、この後、総則から理念、目的、難しい言葉が羅列される中で、前文というのは、とても平易に書ける文書で、思いが込められる文書でありますので、ぜひ、私個人としては、前文というのは、必要だというふうに思います。これこそ平易に思いを込められる場所だと思います。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ほかに、この前文について、意見ございましたら。はい、徳田委員さん。

(徳田委員)

私も、ぜひこの前文は作りたいと。この前文を作るに当たってはですね、当事者の方の生の声をできるだけ反映したいので、当事者としてこの作業部会に参加しておられる方に前文の案のようなものを作っていただければと思っております。

(萩野部会長)

ありがとうございました。徳田委員さんから、特に当事者の方がいろんな思いを込めて、前文をひとつお作りになるよう努力してくださいということでもあります。ほかにございませんか。

それでは、この前文について、異議はないとは思いますが、設けるということで、ご承諾いただけますか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、前文を設けるということで決まりましたけれども、今日この場でその文章を考えるのは難しいと思いますので、また、今、徳田委員がおっしゃいましたように、当事者の方々もいろいろとお考えになってですね。

前文を当事者で作るのか、次回までに前文についての文章を事務局のほうに送っていただいて次回で検討するのか、どうでしょうか。

徳田委員さんからも当事者でご意見を入れてくださいという希望です。皆さん方で、いや私たちも前文を作るということで、次回までにそれをまとめるのがいいのか、どうしたらいいでしょう。徳田委員、その辺、知恵貸してください。

(徳田委員)

今日も作業部会の委員として、当事者の方が、身障協の西田会長を含めて6人いらっしゃるの、その6人の方にまとめていただくということでどうですかね。

(萩野部会長)

河野委員さんどうですか。

(河野委員)

まとめることは、やぶさかではないと思います。ただ、やっぱり皆さんもですね、前文に対する思いだとか意見があるかもしれないということが危惧されますので、こういう文言はぜひというものがあればですね、だしていただいて、それを含めた形でですね当事者がまとめていけるという形が取れば一番よろしいかと。ただ、また、皆さん集まる機会だとか場所とかが、どうしても決めないといけないと思いますので、そういったことも決定していただければと思います。

(萩野部会長)

当事者はそういうご意見でございます。いかかでしょう、皆さん。どうしましょう。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

今、河野さんが言いましたように、自分たちの団体としては、こういった文章を入れてほしいという意見がありますので、次回までに事務局に届けたらどうかなあと考えております。

(萩野部会長)

今、宇都宮委員さんからそういうお話です。それでよろしいですかね。もちろん主たるご意見というのは、当事者が一番分かっていますから、書いていただいて、その他の委員の方もそれについて、自分のご意見があれば、事務局のほうにお出しをしていただくというような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

それでは、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

次の議事については、罰則であります。これについても、先ほどの前文と同じで、条例に必須のものではありませんので、まずは罰則を設けるのか、設けないのかということが重要でありますから、これをまず決めていただきたいと思います。罰則について、ご意見あれば、どうぞ。

(芝尾委員)

この罰則というのは、どういう、もう少し説明していただいでよろしいでしょうか。どういう時にどういうふうに罰則として、例えばというのを。

(萩野部会長)

それでは、事務局、罰則の詳細について。

(水口補佐)

差別を禁止するということですので、そのことについて、教育の場であるとか、職場であるとか、においてしてはならないと条例で定めたことについて、それを守ることができなかった場合ですね、ペナルティを設けるのか設けないのか。例えば、事業所において差別があったときには、その事業所の名前を公示するであるとか、国もやっておりますけれども、その程度のものが現行であろうかとは思いますが、今時点での現状は、そういった罰則がほかで設けられているというところであります。

(芝尾委員)

この委員会で、そういった罰則まで決められるのですか。

(萩野部会長)

これはちょっと難しいかな、罰則は。ここは、徳田先生に、専門家に、決めていいのか、決めなかったら悪いのか。非常に難しいところです。

(徳田委員)

法律の話としてするとですね、条例でも罰則は設けられます。設けられるんですけど、それは、法律で決められる事項の範囲内、ごく限られた事項については規定が設けられるようになっているのです。例えば、年齢がいかない女性とかに性的な行為をしたりだとか、そういった条例に罰則規定はありますし、大分市がポイ捨て禁止条例を作ってますけど、そういった中で罰則を設けることは可能なんですけど、今回私たちが議論しているこの条例は、本当に障がいのある人や家族の皆さんが安心して暮らしていただけるために、多くの市民の方たちに本当に障がいのことを理解してもらって、そういったまちを

つくっていこうということを、本当の狙いとしていることですから、罰則をもって実行させていくような筋合いのものではないと思いますので、私は、もう罰則は設けないというふうにしたほうがいいんじゃないかと思うのですが。

(賛成)

(萩野部会長)

賛成というご意見があります。罰則を設けたら設けたで、後で、難しい問題も多々でてくると思いますので、非常にまた気持ちの問題もでてきますので、やっぱり、先生も言っていましたように、やっぱりご理解いただいて、差別をしないということが目的ですので、委員の方からも賛成ということでしたので、罰則は設けないということでもいいですかね。

(異議なし)

(萩野部会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

(河野委員)

議長、よろしいでしょうか。

(萩野部会長)

はい、河野委員。

(河野委員)

今、徳田委員が言われたようにですね、多分、今、制度改革推進会議の差別禁止部会等で来年度以降、差別禁止法というのができて、その罰則等はその法律の範囲内で多分対応するのがベストだと私自身思います。

ただですね、何か問題が生じたとき、それを解決するための仕組みがですね、ひとつ条例の中にあってもよろしいのではないかというふうに思います。やはり、今まで直接差別、間接差別等を受ける中でですね、悲しい思い、苦しい思いをしてきたものを飲み

込んで、そのまま傷になって生活をしてらっしゃる人がたくさんいると思います。その方に強く抗議をして何かをされるとか、そういうことはないと思うのですが、万が一、そういうこともあると考えて今の社会をずっと行動しているというのも一般社会の中ではあるのかも知れませんが、やはり、何かこう、差別的な事例が起きたときに、今、多分、そこを相談するところはほとんどないと思うんですね。そういうところがこの条例の中の委員会若しくは調整委員会等なのですね、そういう組織としてあってもよろしいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(萩野部会長)

河野委員から、どこかでそういう解決できるような場所といますか、委員会ができればいいんですけども、皆さんどうですか。はい、北地委員。

(北地委員)

今の河野委員に賛同いたします。既につくられておる例えば千葉県とかでは、差別解消委員会とかですね、そういう組織をつくり上げ、第三者が入った差別を解消する委員会。また、この条例がうまく運営されているかどうか、運営推進委員会を監事するといましようか、実際にこの条例がうまく運営されているかどうかというチェックをするような機関もあるほうが、ですから2つぐらいはあってもいいんじゃないかなど。直接的に差別を解消する、相談、調停等をする機関。それと、この条例がスムーズに運営されているかどうかのチェックをする場が必要かなというふうに考えております。以上です。

(萩野部会長)

それは、もったいな話ですけど、罰則そのものは設けないということでいいんでしょう。

(北地委員)

罰則は設けません。罰則というのは、徳田委員さんがおっしゃいましたように、合理的配慮とか差別の促え方というのは、それは抽象的にしか促えられないですよ。例えば、今、先生がポイ捨てと言った、実はポイ捨ては確認ができますけれども、差別というのは、直接差別とか合理的配慮とか不利益な取り扱いだとか、なかなかその促えようがないわけで、それに罰則を設けるといのは、私は無理だと思います。

(萩野部会長)

ありがとうございます。それでは、罰則は設けないということで決まりました。

次は、題名についてであります。今はまだ、仮称でありますけれども、「障がいのあ
る人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」というふうに呼んでおります。こ
れを、今からの議論で答申する題名にしていきたいと思うのですけれども、ここで、事
務局が資料4を用意してくれていますので、そちらを見てみますと、6つの自治体の条
例の題名がまとめられております。大きな方向性はどの自治体も同じでありますので、
似たような感じになっていると思うのですけれども、第2回会議で事務局から説明があ
ったとおり、題名はその条例の固有名でありますから、条例の内容を適切に、かつ、簡
潔に表現する必要があります。それを踏まえて、皆さんのご意見を受けたいと思います。
はい、北地委員。

(北地委員)

今、題名をすぐにと言われてもこれから基本理念とかですね、目的とか、前文の中で
題名というのは拾いだしていけるのではないかと思いますので、題名ありきじゃなくし
て、内容に沿った題名でありたいなと思いますので、今しかし、これは時間をいただき
たいなと、次回以降皆でじっくり考えていきたいと思いますがいかがでしょうか。

(萩野部会長)

今、北地委員さんからですね、今日、拙速にでてこないと思うので、皆さんでちょっ
とゆっくり考えていきたいということでもあります。ほかにご意見のある方、この件につ
いてありませんか。どうでしょう。ご意見のある方は、言ってください。

(芝尾委員)

今のに賛成です。やはり、最後の集大成として名前が、題名ができたほうがいいと思
いますので、最後のまとめとしてお願いします。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今日の会議の中では、題名は、まだ決めませんというこ
とでございますが、それでよろしゅうございますか。

(異議なし)

(萩野部会長)

それではそのようにしたいと思います。それでは、次の目的と理念ですけれども、この議題につきましては、第2回会議で決めませんでしたので、本日、話し合っていたと思いますが、以前、事務局が提案した考え方が不評のような形でしたので、今回は、委員間で活発な議論をしていって決めていきたいと考えております。しかしながら、何もないと議論も進みにくいと思いますので、一応、第2回会議でもお配りしました各委員の意見を、再度、机の上にお配りしております。もしかしたら、具体的な実体規定の話をしていった過程の中で、以前書いた意見が今は変わってしまったという方もいるかもしれませんが、そういった意見も含めて、皆さんの意見を受けたいと思います。それでは、どうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

今日ですね、これも先ほど配布資料が全部共有できていない段階でございます。やはり、条例を作ったところでもそうですが、総則があつて、目的があつて、定義があつてというようなところで、理念も当然基本理念というのがでてくる必要があろうかとは思いますが、もう少しこの問題についても、今日、今ということは各委員の間では難しいと考えておりますので、できますれば、この件についても次回に考えてくるということではいかがでしょうか。以上です。

(萩野部会長)

北地委員からのご意見は、今申されたとおりです。今日の議題は、難しいことばかりがでてきますが、なかなか、私も部会長としてまとめるのが大変であります。屈託のないご意見をですね、今日承っていかないと次の段階でも進められませんし、次は第9回にもなりますしね、最終段階に入っていきますので、今のうちに、まだこれは言っとかないといけないだとか、そういう気が付いたことなど屈託のない意見を言ってください。まだ、時間もあります。どうぞ。

それでは、目的、理念については次回ということで、今日はこの件については、ここで閉めてもよろしいでしょうか。はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。今回ですね、事務局のほうから資料を送っていただいて、私がすごく感じたのはですね、先ほど村野さんもおっしゃられましたけど、大変な作業だったなと思うんですよね。この大変な作業をしていただいたおかげで、この間、4回から7回にかけて議論したことのだいたい全貌が頭に入ってきたというか、それを改めて目を通していただいて、今すごく実感しているのは、この条例が実現するとですね、多分、日本では初めてのことになるのではないかと。それ、どうしてそんなふうにしたのかというと、社会モデルとかいろいろ言われるんですけど、具体的にその社会モデルを浸透させるために一番大事なことってというのは、合理的配慮を欠くことが差別だという考え方に基づいて、具体的にどういうことをしていくことで、障がい者あるいはその家族の方たちが安心して暮らしていけるのかという、ここのところが一番社会モデルを浸透させていく上で重要なのですけれども、どこの条例もですね、差別をしてはいけない、不利益な取扱いをしてないというのははっきり書いていて、そこはいっぱい書いてあるんですけど、合理的配慮をこういうふうにしなきゃいけないんですというところに関しては、お金がかかるというところが大きく影響して、どこの条例もほとんど書いていないんです。もちろん、財源の問題もあるので、この先、山もあり谷もあると思うんですけど、この条例案を見ると、例えば、親亡き後の問題について、初めて具体的にですね、親亡き後の問題を解決するために、ショートステイだとか、グループホームだとか、そういうことの整備に努めることとかですね。それから、災害が起こった時に、障がい者、一番被害を受けやすい障がい者を守るために具体的にこういうことを整備しようとか。私の感想としては、合理的配慮を欠くことが差別に繋がるという考え方に基づいて、こういう具体的な措置をしていくんだということが、全体の案の中から浮かび上がってきているという感じがしてですね、本当、事務局、大変な作業をしていただいたと思うんですけど、この条例を作っていくこと、すごくここまでやってきたことに意味があったなという感じがしてまして、目的とか理念を考えていくときに、具体的に実効性がある方向性を示しつつあるという、そういうことも私自身は強く感じているので、次回、目的や理念を議論するときにもその辺のことを踏まえて話し合いができればと思っています。

(萩野部会長)

徳田先生から、事務局に対して、お褒めの言葉がありました。今、ちょうど中間点を過ぎたところでありますけれども、事務局のほうで今日褒められたことを肝に銘じて最後まで頑張ってください。そしてですね、また、最後のときに徳田委員、法律的な専門家ですから、総合的な今言われましたような、できた過程での皆さまの努力もありましたので、そのときに先生からまたいろんな判定をいただきたいと思っております。

それでは、一応、これまでの難しいもろもろがでてまいりましたけれども、次回までにというお話もございますので、次回までに最終的にまとめたいと思いますが、まずはですね、スムーズに最終的にするために、今日皆さんからご意見がでました、最終的にまとめる専門的な委員さんをちょっと選出していただいて、その方々にある程度お任せをすると、そしてその方々からでたものを皆さんのご意見を受けて最終的にいい条例をできるようにして、回答いたしたいと思っております。しかし、皆さん方の今日までの意見で、必ずしも専門委員にならない方でもですね、事務局のほうに届けてください。そうしないと全部の総意になりませんので。ただ、専門委員の方にはご足労かけますけれども、どうかひとつこの後の取りまとめについてのご努力をお願いいたします。そこで、専門委員を選んでいただきたいと思いますが、皆さん、どの方をお願いしましょうか。屈託のないご発言をお願いいたします。名前を言っていただかないと決まりませんので。

順次行きましょう。西田委員さん、専門委員の方を何名か選んでいただいて、取りまとめをご苦勞ですがお願いせんといかんですが。

(西田副部長)

徳田先生。

(萩野部長)

はい、徳田先生の名前がでました。

(西田副部長)

私が名前を言っては悪いと思っておりますので、私は今回は専門委員は控えさせていただきたいと思っております。また、対抗馬と言いますか、できたときに私の意見を言わしていただきたいと思っておりますので。

(萩野部長)

はい。では、宇都宮委員さん。

(宇都宮委員)

私は、大神さんの後釜できましたけれども、大神さんと大変恋していただいています
北地委員さんをお願いしたいと思います。

(萩野部会長)

北地委員の名前がでました。はい、ほか、どうぞ。

(大久保委員)

河野さん。

(萩野部会長)

河野さん。はい、ほか、どうぞ。こちらの皆さんも。できれば、あんまり偏らないと
言いますか。

(西田副部会長)

小野さん。

(萩野部会長)

はい、小野さん。ほかに、皆さんどうですか。

(北地委員、宇都宮委員)

議長さんは。

(藤内委員)

あと、村野さんも。

(萩野部会長)

村野さんね。

(藤内委員)

あと、大隈さんをお願いしたいんですけど。

(萩野部会長)

大隈さん。私も聞き漏れがあると困るんですが、北地さん、河野さん、小野さん、村野さん、もちろん徳田先生入っています。それから、私と大隈さんという話がでてます。そうすると、7人。これでいいですか。

皆さん、ご確認ですけれども、そういうことで最終的なですね、条例のたたき台ということではありますが、必ずしも今、皆さんのお名前がでていないから、私知らんではなくて、今までのこれ全部、今、徳田先生褒められました、事務局も一生懸命やっとな、ある程度文言について抜けているところもあったようですけど、そういうことで、後のまとめも近づいてますので、いたしたいと思いますが、今の7人のメンバーでよろしゅうございますか。

(異議なし)

(萩野部会長)

それでは、全員一致ということにしたいと思います。大変ありがとうございました。それでは、事務局から、後のスケジュールについて説明します。

(水口補佐)

スケジュール案、当初ありましたけれども、事務局といたしましたらば、できましたら8月上旬ですね、6日か9日に次回させていただいて、そして8月は2回ですね、月末にもう一度というふうにしていきたいと思っております。

それと、この後、専門委員さんの今後のスケジュール等についても決めたいと思っておりますけれども、それから当事者委員ですね。前文ですね。この次回のスケジュール等についても決めていきたいと思っておりますので、専門委員と当事者委員については、この会議終わりましたらば、その話し合いをさせていただきたいと思っております。

次回、8月の6日か9日ですけれども、それまでに専門委員、当事者委員の会議をひとつ開催するという考えでよろしいでしょうか。そして、全体会を向えるというスケジュールでよろしいかどうか、議長。

(萩野部会長)

いや、徳田先生おらんと。徳田先生、いつ、日にち。専門委員。

(徳田委員)

8月22日というのは、これはこれとして置いておくと。

(水口補佐)

8月は2回ですね。22日とそれ以前に6日か9日。事務局案ですけども、どちらかにしていただくと助かるという考えであります。

(徳田委員)

私は、9日であれば。

(萩野部会長)

8月9日と22日。

(水口補佐)

そういったことでありましたら、次回は8月9日をまたご案内させていただきたいと思えます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。皆さん、全体会議と言いますか、これにつきましては、8月9日と8月の22日。8月はちょっと皆さん忙しいと思えますけど、2回させていただきたいと思えます。

そして、今日でました、当事者と専門委員7名については、お残りになって、会議をいつするかというのを決めていただきたいと思います。

それでは皆さん、ありがとうございました。皆さんのご協力で、今日はですね、15時20分に終わることができました。ありがとうございました。それでは、何度も言うようですが、今までの分で、気が付いた文章とかいろいろあったらですね、事務局のほうにだしてください。お家に帰ってもう一度見ていただいて、こういう文章をこうい

うふうに入れていただきたいか変えたほうがいいとか、ご意見のある方は事務局まで送ってあげてください。よろしく願いいたします。

(宇都宮委員)

それはいつまでなら都合がいいですか。

(萩野部会長)

できたら今月いっぱい。それでは皆さん、本日、ご協力ありがとうございました。だいたいゴールが見えつつありますけれども、まだまだ、あと2回ありますし、当事者委員会、専門委員会の方々にはご苦勞かけますけれども、最後までひとつよろしくご協力のほどお願いいたします。それでは今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。